

事後審査型条件付き一般競争入札を施行するので、御嵩町契約規則(昭和 39 年御嵩町規則第 7 号)第 2 条及び第 3 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 2 月 9 日

御嵩町長 渡辺 幸伸

1. 事後審査型条件付き一般競争入札における工事発注表

案件概要	工事区分	建築一式			
	工事番号	御教学工 第 5 - 1 4 号			
	工事名	伏見小学校大規模改造工事			
	工事場所	御嵩町立 伏見小学校			
	工事概要	建築工事（仮設校舎含む） 1 式 機械設備工事 1 式 電気設備工事 1 式			
		仮設校舎	S 造	2,900m ²	
		校舎			
		北舎・渡り廊下	RC 造・S 造	1,311m ²	
		南舎	RC 造・S 造	2,609m ²	
	工期	本契約締結日 から 令和 8 年 3 月 2 7 日（金）まで			
	予定価格	事後公表	入札方法	電子入札	
	工事内訳書	要	入札保証金	免除	
	低入札価格調査制度	あり	仮契約	あり	
	最低制限価格制度	なし	余裕期間	なし	
債務負担行為の活用	あり（ゼロ債務負担行為）				
契約保証/前金払	契約金額 500 万円以上の場合のみ。 ※電子保証利用可能				
契約方法	本契約は原則、電子契約にて行います。 利用サービス：クラウドサイン（弁護士ドットコム株式会社） ※受注者側にてアカウント登録等の作業、利用料等は発生しません。				
工事担当課	学校教育課 学校教育係 担当：丸田（内線 2304）				
提出書類等	入札参加時の提出書類	1. 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（特定 JV 用） 2. 営業所等の状況調書（営業所等での申請の場合のみ必要） 提出先：電子入札システム（又は御嵩町役場総務防災課） 提出期限：令和 6 年 2 月 22 日（木）午後 4 時 30 分まで			
	事後審査時の提出書類	本件は事後審査型条件付き一般競争入札です。 落札候補者となった場合は以下の書類を提出してください。 1. 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 1 号） 2. 特定建設工事共同企業体構成員表（様式第 2 号） 3. 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 3 号） 4. 同種工事の施工実績調書（様式第 4 号） 5. 配置予定技術者等の資格及び工事経験調書（様式第 5 号）			

	6. 共同企業体結成権限等の委任状（様式第6号） （支店長等へ委任する場合のみ必要） 7. 構成員から代表構成員への権限の委任状（様式第7号）	
上記書類提出先及び 質問書提出先	契約担当課：総務防災課 財政係 担当：米澤 Tell: 0574-67-2111（内線2213） Fax: 0574-67-1999 e-mail: keiyaku@town.mitake.lg.jp	
質問書提出期限	令和6年2月28日（水） 正午まで（指定書式）	
入 札 に つ い て	入札書受付終了日時	令和6年3月4日（月） 午後4時00分
	入札（開札）日時	令和6年3月5日（火） 午前9時30分
	入札（開札）場所	御嵩町役場 総務防災課（本庁舎2階）

2 入札に参加できる者の資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成4年訓令甲第8号）に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 本工事は、2者又は3者での特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による一般競争入札とする。なお結成は自主結成とする。

共同企業体を構成するすべての者は、御嵩町競争入札参加資格審査要領（平成16年訓令甲第18号。）第2条第1項の規定により建築一式工事の競争入札参加資格があること。

共同企業体の構成員には、可児市、美濃加茂市及び加茂郡内に本店又は本社を置く者又は町内に本店、本社、支社、支店又は営業所等を置く者のいずれか、あるいは両方を含むものとする。なお、本工事において同一の者が複数の共同企業体を結成することはできない。

1. 本工事の入札に共同企業体の代表構成員として参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

<p>①代表構成員の出資比率に関する要件 共同企業体を構成する者のうち最大とし、2者による共同企業体の場合は30%以上、3者による共同企業体の場合は20%以上の出資比率であること。</p> <p>②業務実績等に関する要件 過去に元請として国・特殊法人・地方公共団体・地方公社・公益法人・土地区画整理組合が発注した新築又は改築で延べ床面積2,000m²以上の用途が庁舎、学校、公民館等の公共の用に供するものの建築一式工事の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率40%以上の場合に限る。）</p> <p>③業種及び客観点数に関する要件 公告日現在において岐阜県内に本店又は本社を置き、入札参加申請時における最新の経営規模等評価結果通知書において、<u>建築一式工事</u>の総合評定値が1,300点以上であり、建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する許可を受けて3年以上の営業実績があること。</p> <p>④配置予定技術者に関する要件 代表構成員は、この工事に対応する主任技術者又は監理技術者を建設業法の規定に従い適切に施工現場に配置できること。</p> <p>⑤工事遂行に関する要件 仕様書及び特記仕様書に定める事項を履行できるものであること。</p>

2. 本工事の入札に共同企業体の代表構成員以外の構成員として参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

①代表構成員以外の構成員の出資比率に関する要件

2者による共同企業体の場合は30%以上、3者による共同企業体の場合は20%以上の出資比率であること。

②業種及び客観点数に関する要件

公告日現在において、下記のいずれかの条件に該当する者であること。

A 岐阜県内に本店又は本社を置き、最新の経営規模等評価結果通知書において、建築一式工事の総合評定値が1,100点以上1,300点未満であり、建築一式工事について建設業法に規定する許可を受けて3年以上の営業実績があること。

B 可児市、美濃加茂市及び加茂郡内に本店又は本社を置き、最新の経営規模等評価結果通知書において、建築一式工事の総合評定値が900点以上であり、建築一式工事について建設業法に規定する許可を受けて3年以上の営業実績があること。

C 町内に本店、本社、支社、支店又は営業所等を置き、最新の経営規模等評価結果通知書において、建築一式工事の総合評定値が700点以上であり、建築一式工事について建設業法に規定する許可を受けて3年以上の営業実績があること。

③配置予定技術者に関する要件

代表構成員以外の構成員は、この工事に対応する主任技術者を建設業法の規定に従い適切に施工現場に配置できること。

④工事遂行に関する要件

仕様書及び特記仕様書に定める事項を履行できるものであること。

(4) 法人町民税その他の地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者でないこと。

(7) 御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年訓令甲第41号）」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。

(8) 以下に定める届出の業務を履行していない建設業者（当該届出の義務が無い者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 余裕期間設定工事

余裕期間設定工事の場合、次の各号を適用する。

(1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工事開始日を任意に設定することができる。

(2) 工事開始日は、休日を指定することはできない。工期の末日が休日となる工事開始日の設定もできない。

(3) 受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に、発注者が指定する様式により、工事開始日を通知すること。

(4) 余裕期間は、主任技術者又は監理技術者、現場代理人を設置することを要しない。

(5) 余裕期間は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手してはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

- (6) 低入札価格調査等により、工事開始期限日以降に契約を締結することとなった場合には、余裕期間を設定することはできない。
- (7) 前払金は、工事開始日以降に請求できるものとする。

4 入札参加資格の事後審査に関する事項

- (1) 開札後、落札決定を保留し、入札参加者のうち予定価格と低入札調査価格又は最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「確認申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う。
- (2) 確認申請書等は、提出を求められた日の翌日から起算して2日以内に発注者に提出しなければならない。
- (3) 入札参加資格を有する者が、当該入札日（開札）までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、当該入札に参加できないものとする。
- (4) 入札参加申請を取り下げようとする者は、入札（開札）日の前日までに御嵩町役場総務防災課に理由を記載した書面を提出すること。

5 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者が一人だけの場合は、入札を中止することがあります。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。
- (2) 申請書の提出、設計図書等の閲覧等の手続は、1の工事発注表に定めるそれぞれの期間のうち、日曜日、土曜日、祝日その他役場の休日を除く日の午前9時から午後5時までの取扱いとなります。（電子入札にあっては、電子入札システムによる。）
- (3) 低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがあります。
- (4) 事後審査型条件付き一般競争入札の関係様式は、御嵩町役場ホームページの入札情報コーナーからのダウンロードサービスをご利用いただくか、御嵩町役場総務防災課で配布します。